

下松市景観ガイドライン

【基本目標】

「街と里」・・・地域の個性や多様性を表す、
統一性のあるふるさと景観まちづくり

【基本方針】

- 方針1. 自然：郷土の自然を守り・活かす
自然の景観まちづくり
- 方針2. 歴史文化：歴史や伝統を守り・伝える
歴史文化の景観まちづくり
- 方針3. 生活：まちなみを整え・創る
生活の景観まちづくり

令和4年3月改定
山口県 下松市



下松



末武



花岡



久保



笠戸島



米川

目 次

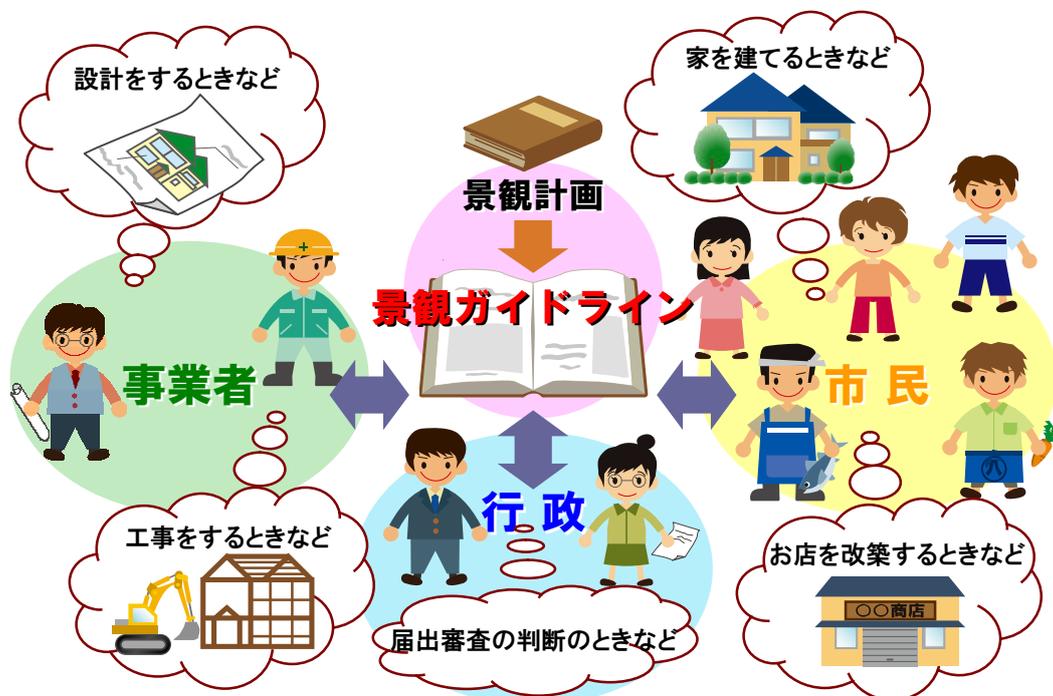
1. 景観ガイドラインとは	
(1) 景観ガイドラインの目的.....	1
(2) 景観ガイドラインの使い方.....	2
2. 届出が必要な行為の解説	
(1) 建築物.....	4
(2) 工作物.....	6
(3) 開発行為.....	7
(4) 届出の適用除外.....	7
3. 景観形成基準の解説	
(1) 基本事項.....	8
(2) 建築物.....	9
(3) 工作物（プラント等・鉄塔等）.....	14
(4) 工作物（広告塔類）.....	19
(5) 開発行為.....	22
4. 色彩に関する基本的な考え方.....	24
5. 届出に必要な書類一覧	
(1) 建築物及び工作物.....	26
(2) 開発行為.....	27

1. 景観ガイドラインとは

1. 景観ガイドラインとは

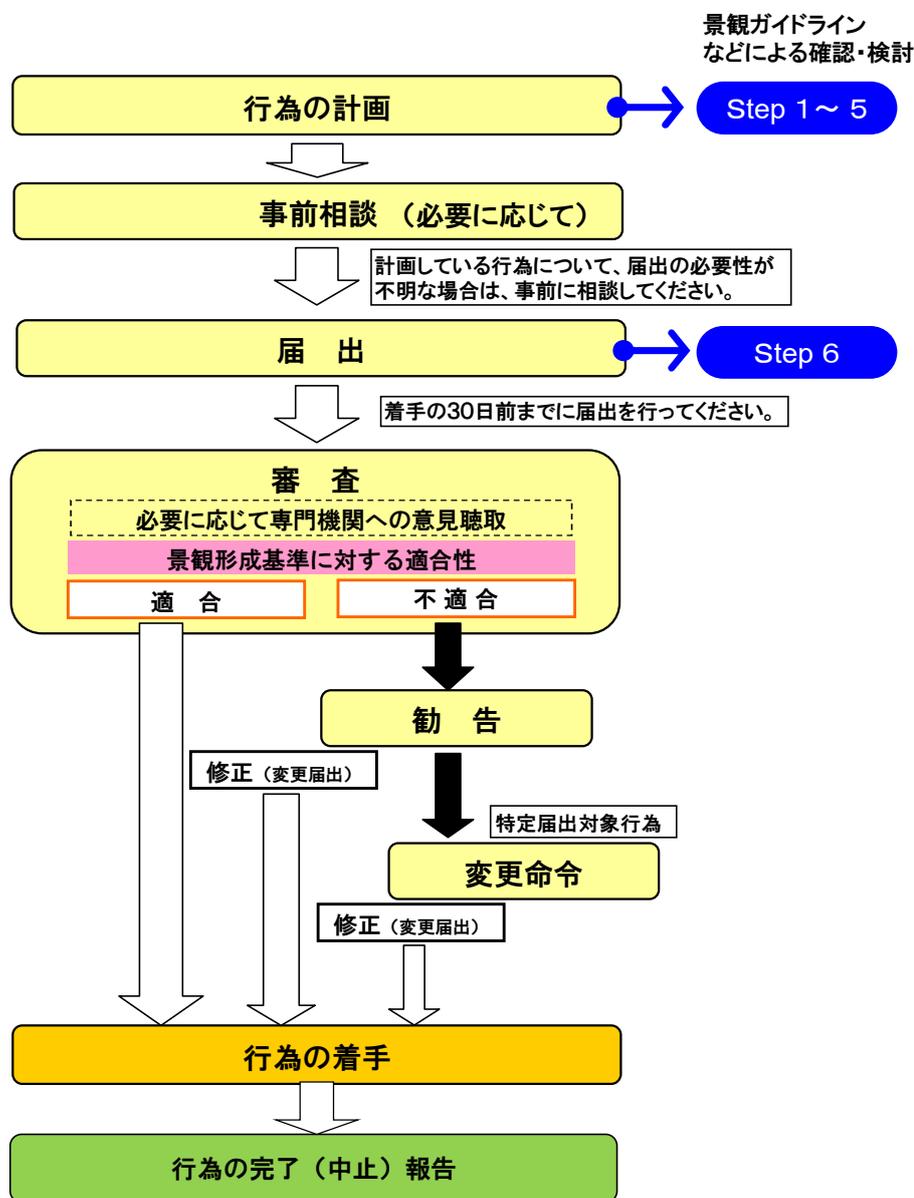
(1) 景観ガイドラインの目的

- 下松市は、北部の中国山地から連なる山々と末武川流域の中山間地域、温見ダム、末武川ダム（米泉湖）、笠戸島等瀬戸内海の自然景観、花岡八幡宮や旧山陽道沿いのまちなみ、切山歌舞伎などの歴史・文化的景観、市街地の賑わいの景観、商業施設や住宅団地、工業団地の生活景観など、下松市固有の「ふるさと下松の景観」を有しています。
- こうした景観を、景観法による制度を有効に活用しつつ、市民・事業者・行政の協働により、守り・育て・創造していくことを目的に、平成24（2012）年10月に「下松市景観計画」を策定し、景観まちづくりの基本方針や良好な景観形成に向けた取組のルールなどを決めました。
- 上記景観計画が令和3（2021）年度で計画期間満了を迎えることから、現在の景観を取り巻く状況を踏まえ、これまでの景観まちづくりの理念を継承し、更なる発展を目的に改定しました。
- 本ガイドラインは、「下松市景観計画」において定める届出対象行為と景観形成基準を分かりやすく解説・例示したもので、届出手続の円滑な運用を図るとともに、良好な景観を形成するためのイメージを描く際の手引書として作成しています。なお、「下松市景観計画」は、市内全域を対象としています。



(2) 景観ガイドラインの使い方

- 建築物や工作物の建築行為や開発行為を実施する場合は、その行為の種類と規模によって届出や景観への配慮が必要となります。次に示すステップに沿って、計画している行為に対する届出の必要性和、景観形成基準などを確認した上で、手続を行ってください。
- なお、届出は建築行為等の着手の30日前までに行う必要がありますので注意してください。届出の手続などを行う上で不明な点等がありましたら、下松市都市整備課まで問合せ、事前相談を行ってください。
- また、景観形成基準は、届出が必要でない行為についても、市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを推進していくための指針となりますので、計画行為の検討に際して参考として活用ください。

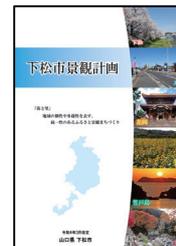


届出のフロー

1. 景観ガイドラインとは

Step 1 下松市景観計画を確認する

- 下松市景観計画（第3章）では、下松、末武、花岡、久保、笠戸島、米川の6つの地域別の景観まちづくりの基本方針を掲げています。
- 届出の必要性の有無にかかわらず、計画行為の該当地域における景観まちづくりの基本方針を確認してください。
- 下松市景観計画は、市窓口及び市ホームページなどでご覧いただけます。



Step 2 届出対象行為の区分を確認する

- 本ガイドラインP4からの「2. 届出が必要な行為の解説」において、計画している行為が届出対象に該当するかどうかを確認してください。
- 届出の必要性が不明な場合は、事前に相談してください。

届出の対象

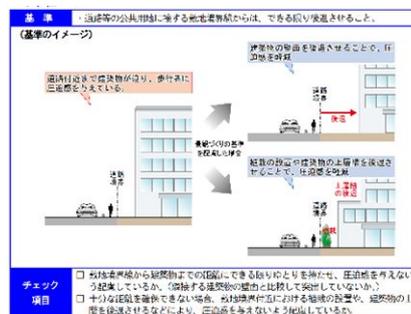
届出の対象外

Step 3 届出の手続内容を確認する

- 本ガイドラインP26からの「5. 届出に必要な書類一覧」により、手続に必要な事項を確認してください。

Step 4 景観形成基準の内容を確認する

- 本ガイドラインP8からの「3. 景観形成基準の解説」において、基準の内容をイラストやチェック項目により解説しています。
- 計画行為の該当する景観形成基準を、チェック項目により、満たしているか確認してください。
- 届出が必要でない場合においても、基準の内容を確認してください。



Step 5 周辺の景観との調和について考える

- 景観形成基準やチェック項目を踏まえた上で、周辺の景観との調和について再考し、必要に応じて、計画の見直しを検討してください。

Step 6 届出手続の実施

- 本ガイドラインP26からの「5. 届出に必要な書類一覧」により、手続に必要な書類などを作成し、届出を行ってください。

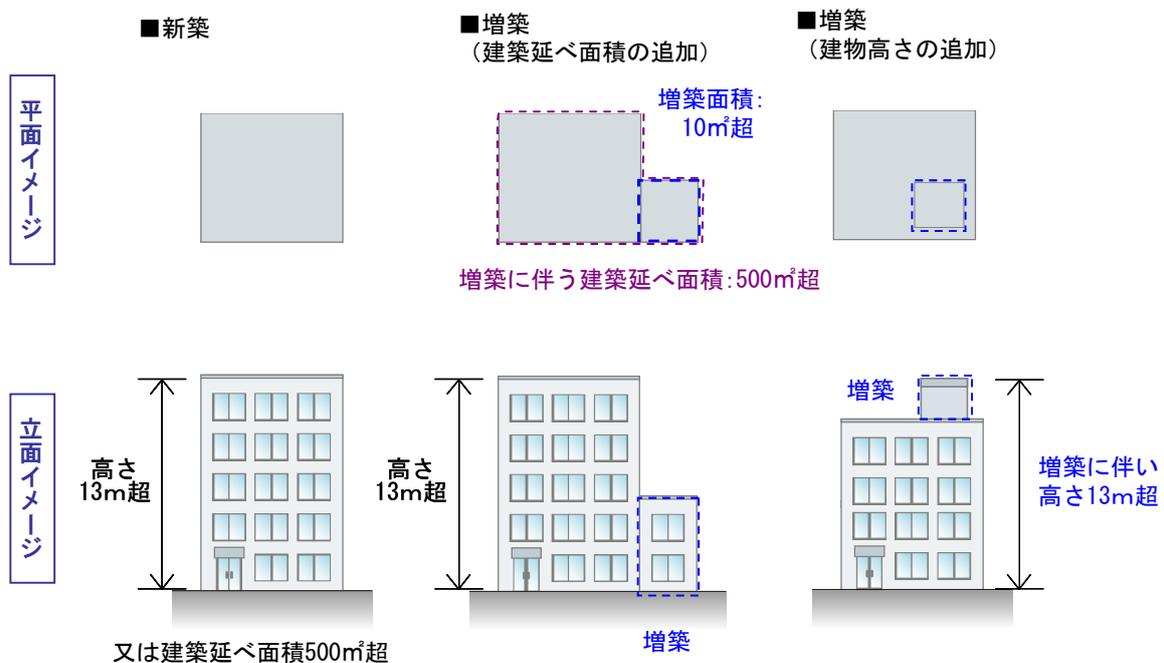
2. 届出が必要な行為の解説

景観形成に大きな影響を与える可能性がある次に示す行為を行う場合は、景観行政団体の長（市長）への届出を必要とします。

(1) 建築物

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13m又は建築延べ面積500㎡を超えるもの <p>（ <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ・ 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの ）</p>	景観法第16条第1項第1号

【参考図等：届出が必要となる行為の規模等】



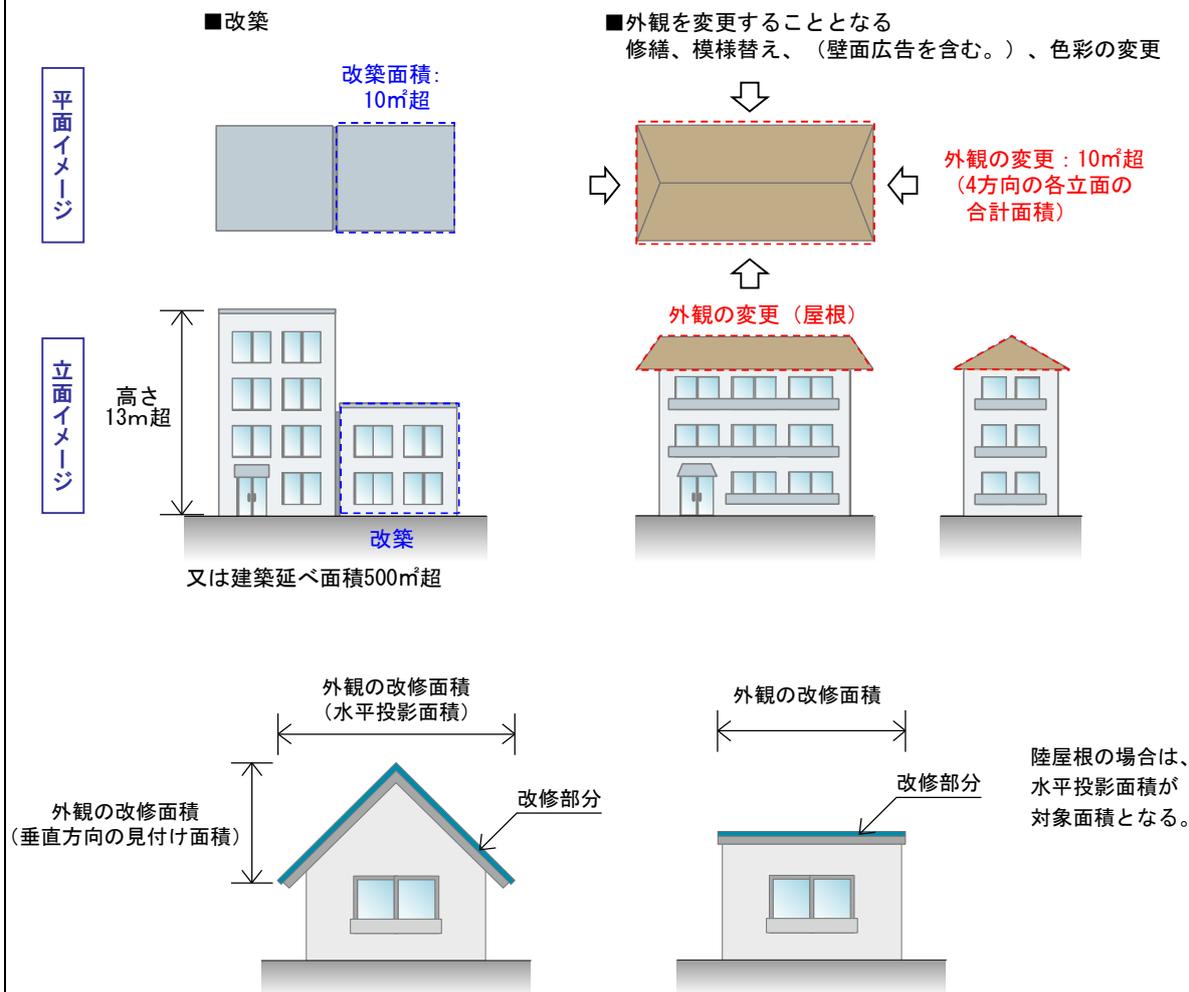
(参考)

- ・ **新築**とは、建築物が建っていない敷地（更地）に建築物を建てること。
- ・ **増築**とは、建て増しや同一の敷地内での別棟の建設、階層の追加により、現在の床面積を増やすこと。
- ・ **建築物の高さ**は、地盤面から最上部までの高さを対象。エレベーター塔などの突出部分は含むが、アンテナや避雷針、フェンスなどの見通せるものは含まない。地盤面に段差や傾斜による高低差がある場合は平均地盤面の高さを対象。
- ・ **建築延べ面積**は、各階の床面積の合計を対象。（建築基準法による届出面積と同様）
- ・ **移転**とは、同一の敷地内で建築物をそのままの状態を移動すること。別の敷地に移動する場合、元の敷地では除却、移動先の敷地では新築（増築、改築）となる。実際、届出対象となる規模の建築物の移転は困難。（工作物の移動は可能と考えられる。）

2. 届出が必要な行為の解説

2. 届出が必要な行為の解説

【参考図等：届出が必要となる行為の規模等】



(参考)

- ・**改築**とは、建築物の全部もしくは一部を除却し、用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建て替えること。従前のものと著しく異なる建築物を建てる場合は、「新築」または「増築」となる。
- ・**外観を変更することとなる修繕**とは、建築物の外壁や屋根など外部から見える老化部分を、既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、概ね同じ材料を用いて造り替えること。
- ・**外観を変更することとなる模様替え**とは、建築物の外壁や屋根など外部から見える部分を、既存のものと異なる材料や仕様を用いて造り替えること。なお、10㎡を超える壁面広告物については、外観を変更することとなる模様替えの対象とする。
- ・**外観を変更することとなる色彩の変更**とは、建築物の外壁や屋根など外部から見える部分の色彩を変更すること。
- ・**外観の変更部分の面積(外壁の面積)**は、鉛直方向の見付け面積(立面における面積)を対象とし、4方向の各立面の合計面積となる。(シャッターや窓部分を含む。)
- ・**外観の変更部分の面積(屋根の面積)**は、鉛直方向の見付け面積(4方向の各立面の面積の合計)、又は水平投影面積(真上から見たときの面積)の広い方が対象となる。

※工作物についても同様の定義とする。

(2) 工作物

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新設、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラント等：高さ 13m（第一種低層住居専用地域においては10m）又は築造面積 500㎡を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 増築は、従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築部分が 10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの〕 〔・ 改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が 10㎡を超えるもの〕 ・ 鉄塔等：高さ 15m（第一種低層住居専用地域においては10m）を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 増築は、増築後の高さが上記規模を超えるのもの〕 ・ 広告塔類：高さ 4mを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 〔・ 増築は、増築後の高さが上記規模を超えるのもの〕 	景観法 第16条 第1項 第2号

【参考図等：届出が必要となる行為の規模等】

■新築・増設等

高さ 13m超
又は築造面積500㎡超

■外観の変更

※緑色→赤

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示します。

電波塔

高さ 15m超

高架水槽

煙突

※鉄塔等は、電波塔、高架水槽、煙突、排気塔等を示します。

高さ 4m超

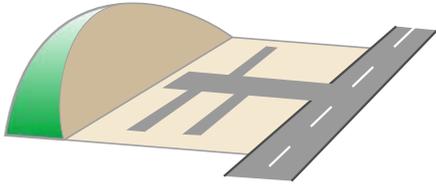
高さ 4m超

高さ 4m超

※広告塔類は、広告板、記念塔等を含みます。

2. 届出が必要な行為の解説

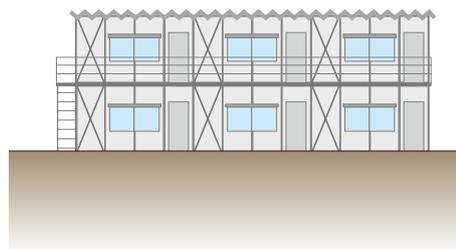
(3) 開発行為

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。)	・開発面積1,000㎡以上 【参考図】 	景観法第16条第1項第3号

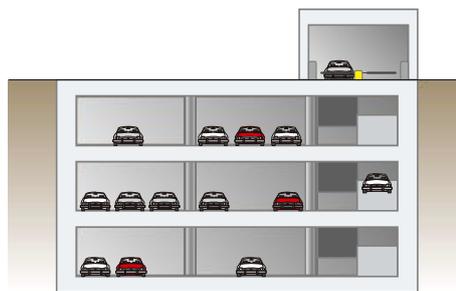
(4) 届出の適用除外

(1)～(3)に示した「届出が必要となる行為の規模等」に満たない行為のほか、次に掲げる行為については届出の適用除外となります。

- 通常の管理行為、軽易な行為
- 仮設の建築物又は工作物に係る行為
- 改築で外観の変更を伴わないもの
- 地盤面下又は水面下における行為
- 非常災害のための必要な応急措置として行う行為
- 工業地域において、敷地境界線から建築物などまで、20m以上の距離があり、かつ緩衝緑地を設けている行為
- 以下の法令が適用される行為



仮設の建築物



地下駐車場

- ・山口県屋外広告物条例に規定する許可地域内における屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置等
- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・都市計画法に規定する地区計画の区域内における建築物の新築等

3. 景観形成基準の解説

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となるとともに、届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

(1) 基本事項

基準

・ 周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とすること。

・ 調和に配慮すべき代表的な周辺の景観のイメージを周辺の土地利用の状況から次に示します。

【自然・田園地域（市街化調整区域等）】

- ・ 豊かな自然の山並みや田園、海辺、その中にある集落が一体となった広がりのあるのどかな風景が特徴となっています。
- ・ 特に、背景となる自然景観との調和に配慮することが重要となります。



山並みと田園による山村風景



島特有の漁村風景

【住宅地域】

- ・ 個別の住戸が集まって、演出する統一感やゆとりある家並みが特徴となっています。
- ・ 特に、周辺の家並みと統一感を持たせる配慮や外構へ植栽を行う配慮が重要となります。



整然とした統一感ある家並み



昔ながらの風情を残す家並み

【市街地・商業地域】

- ・ 秩序を保ちつつ建ち並ぶ店舗や大規模な建築物が演出する賑わいのあるまちなみが特徴となっています。
- ・ 特に、色彩において、秩序ある賑わい感を演出することへの配慮が重要となります。



秩序を保ち広がる市街地の景観



賑わい感を演出する沿道景観

【工業地域】

- ・ 海浜や山並みなどの自然景観を背景に、大規模な建築物と緩衝緑地が織り成すスケール感のある景観が特徴となっています。
- ・ 特に、緑量のある緩衝緑地を設ける配慮が重要となります。



臨海部に広がる工業地域の景観



緑量ある工業地域の景観

チェック項目

- 周辺の景観に対し、突出した形態や色彩を避けるほか、敷地内縁辺部における植栽の配置などにより、周辺の景観との調和に配慮しているか。
- 周辺の家並みやまちなみとの連続性や統一感の確保などの調和に配慮しているか。

3. 景観形成基準の解説

3. 景観形成基準の解説

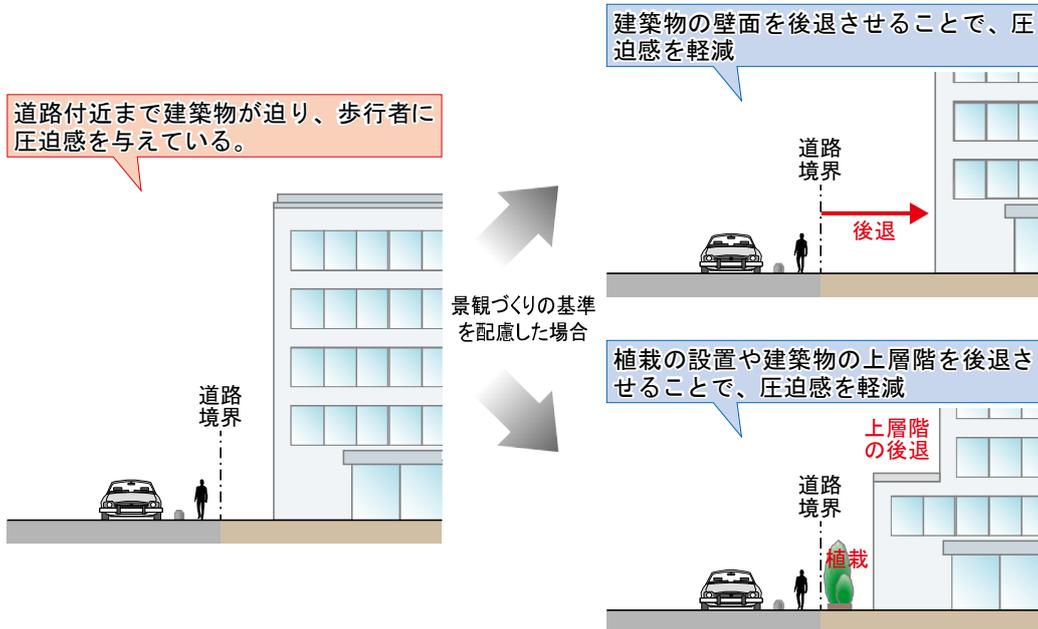
建築物

(2) 建築物

1) 位置

基準 ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させること。

(基準のイメージ)



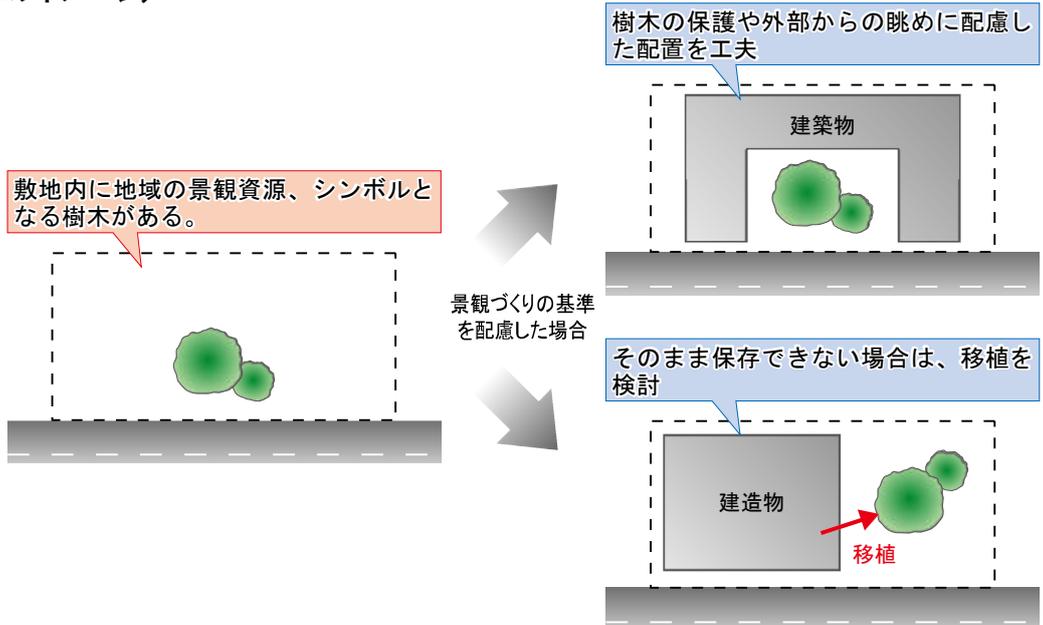
チェック項目

- 敷地境界線から建築物までの距離にできる限りゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。(隣接する建築物の壁面と比較していないか。)
- 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置や、建築物の上層階を後退させるなどにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。

基準

・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。

(基準のイメージ)



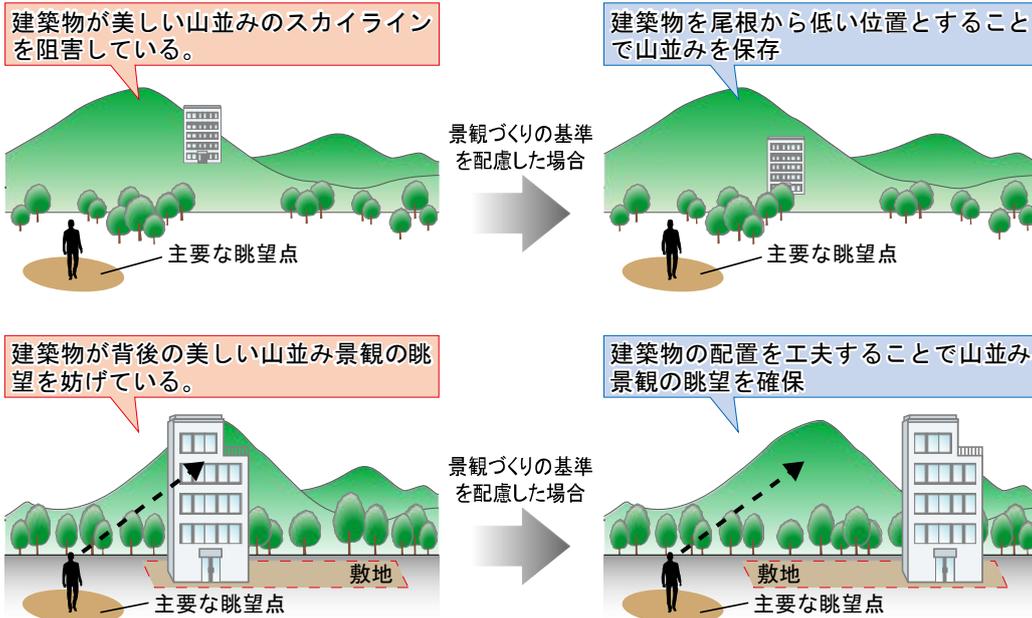
チェック項目

- 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。
- 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

基準

・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。

(基準のイメージ)



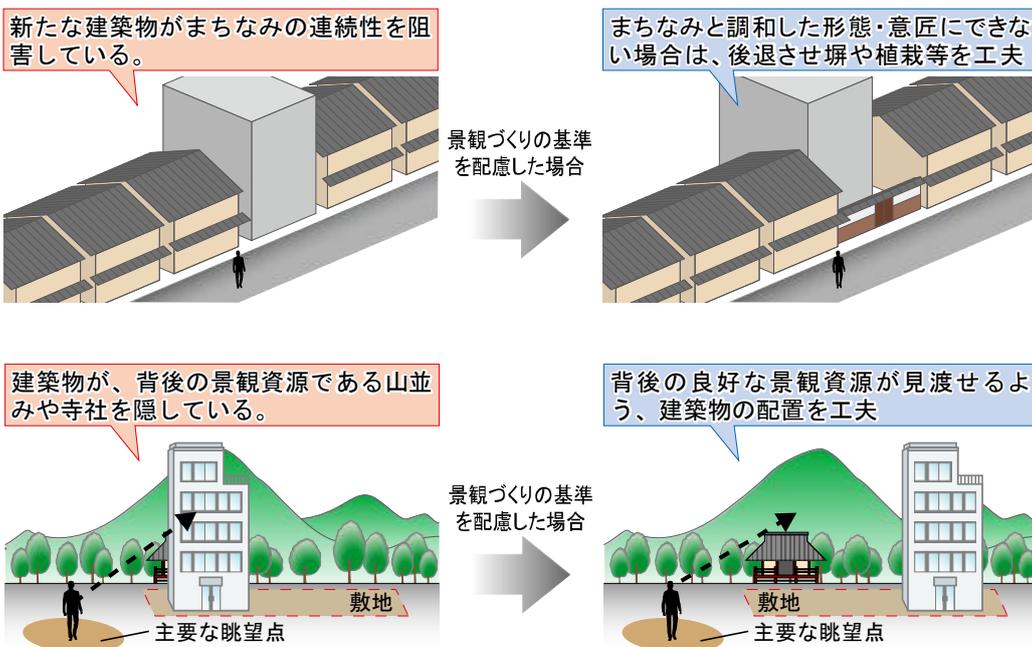
チェック項目

- 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害しないよう配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

基準

・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

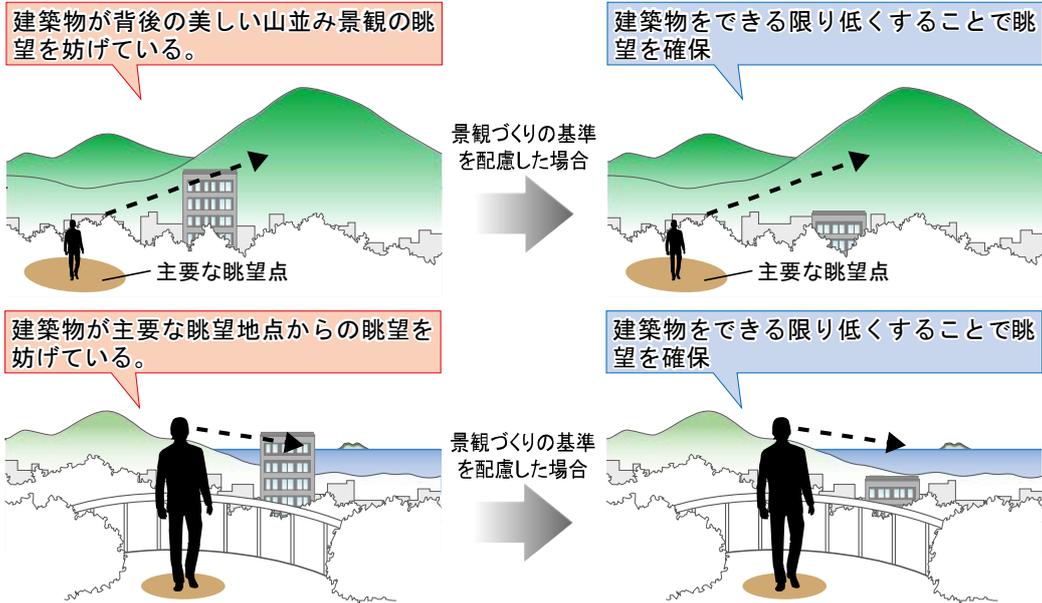
3. 景観形成基準の解説

2) 高さ

基準

- ・ 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。
- ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。

(基準のイメージ)



チェック項目

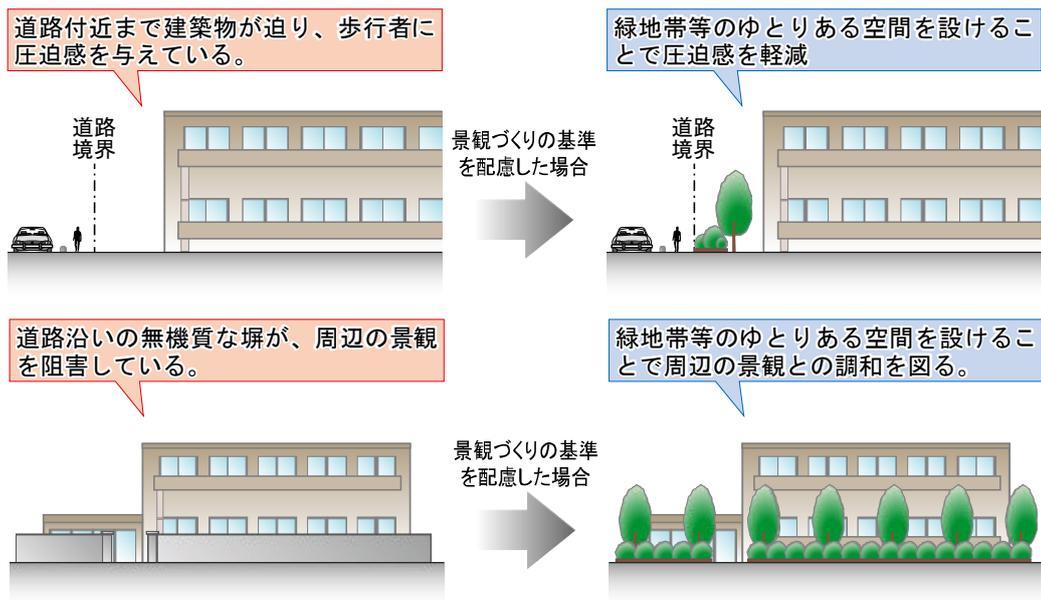
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。
- 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。
- 周辺のまちなみに対して、突出した高さとなっていないか。

3) 緑化

基準

- ・ 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
- ・ 工業地域については、周辺に対して緩衝機能をもたせるように、できる限り緑化をすること。

(基準のイメージ)



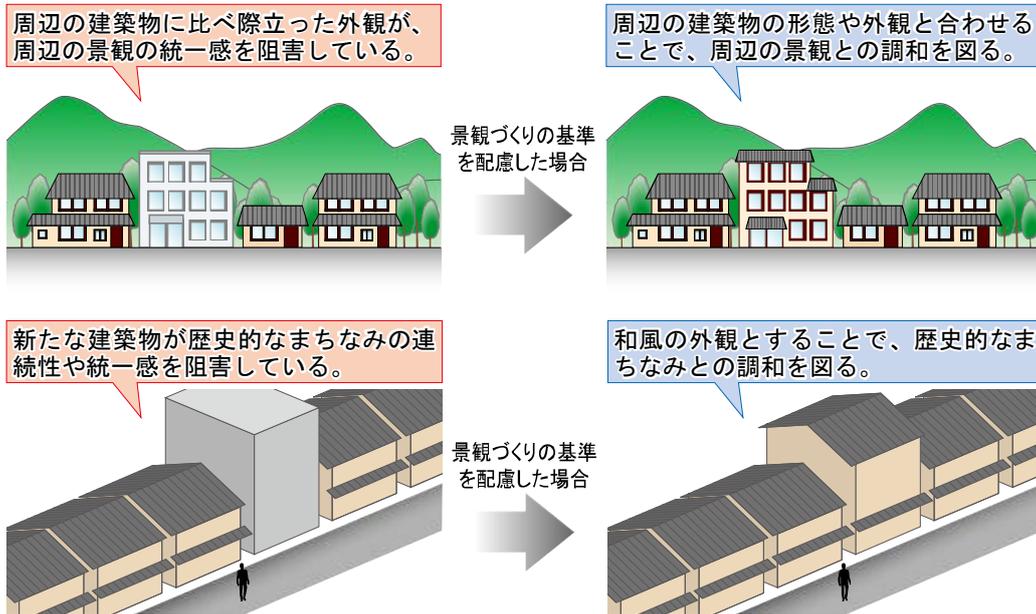
チェック項目

- 建築物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。
- 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周辺の景観との調和に配慮しているか。
- 工業地域（大規模な施設）については、緩衝機能を持たせるなど、緑化に配慮しているか。

4) 形態意匠

基準 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

(基準のイメージ)



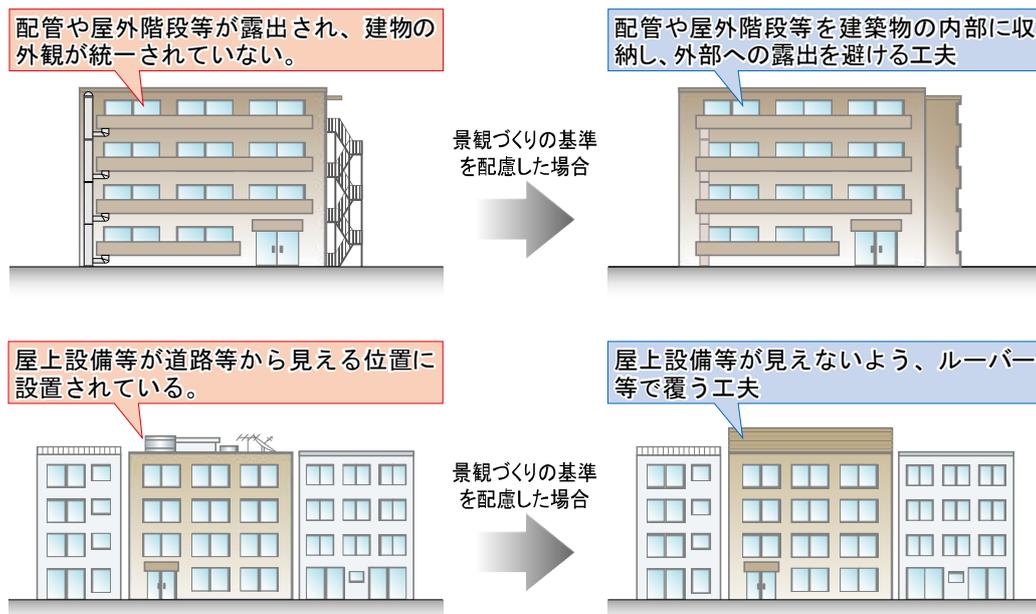
チェック項目

- 隣接する建築物などと比べて、際立った外観となっていないか。
- 歴史的なまちなみを形成している場所では、和風の外観（屋根や外壁）を用いるなど、まちなみとの調和に配慮しているか。

基準

・外壁又は屋上に設ける施設は露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 外壁部の屋外付帯施設・設備（屋外階段、バルコニー、配管等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。
- 屋上部の屋外付帯施設・設備（給水施設、屋外機等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。

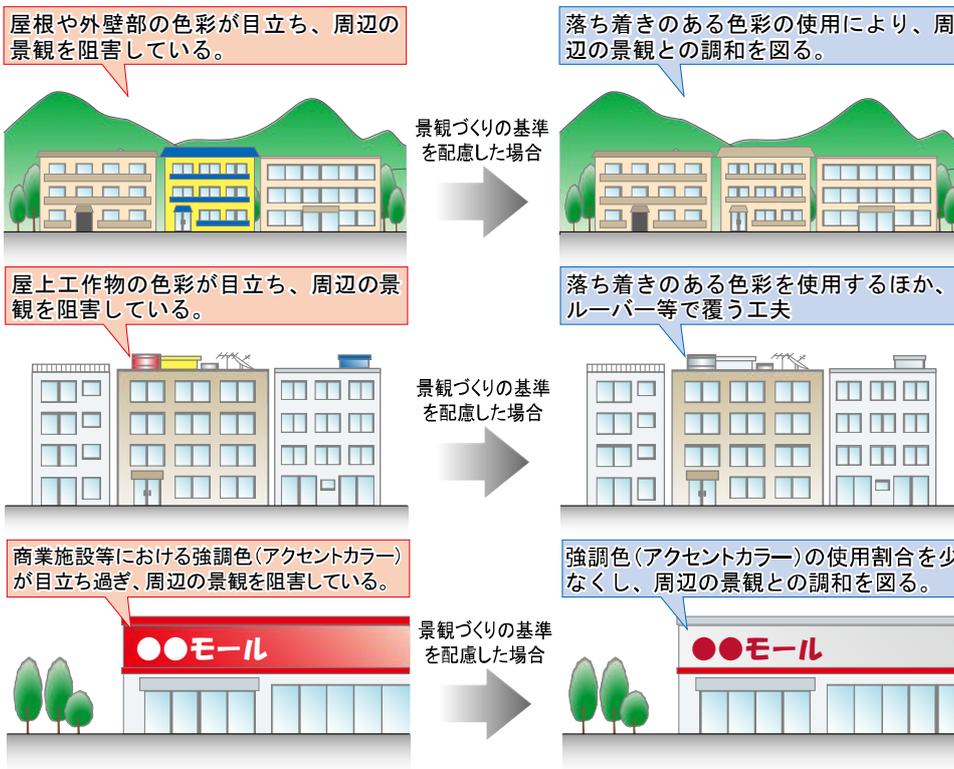
3. 景観形成基準の解説

5) 色彩

基準

- ・屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
- ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 建築物の外観（屋根や外壁）の色彩は、周囲の景観との調和に配慮した落ち着いた色彩のあるものを基調としているか。
- 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周囲の景観との調和に配慮しているか。
- 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、**各立面の面積の20%以内とし**、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。
- 工場等（大規模な施設）は、濃い色彩を避け圧迫感を感じさせないように配慮しているか。

【色彩の基本目安（基準色）】

外観の基調色は、下表の値を基本目安とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周囲の環境に応じて周囲の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではない。

詳細については、P24「4. 色彩に関する基本的な考え方」を参照。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他		
明度	9以下					
彩度	6以下			3以下		
基準色						
	5R 8/5	5YR 8/5	5Y 9/5	5GY 9/3	5BG 8/3	5PB 8/3
	上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用					

※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。

※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、アクセントカラーの割合には含まない。

※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

※ 工作物（広告塔類）の基調色には、原則として赤色、黄色及び黒色を使用しない。

(3) 工作物（プラント等・鉄塔等）

1) 位置

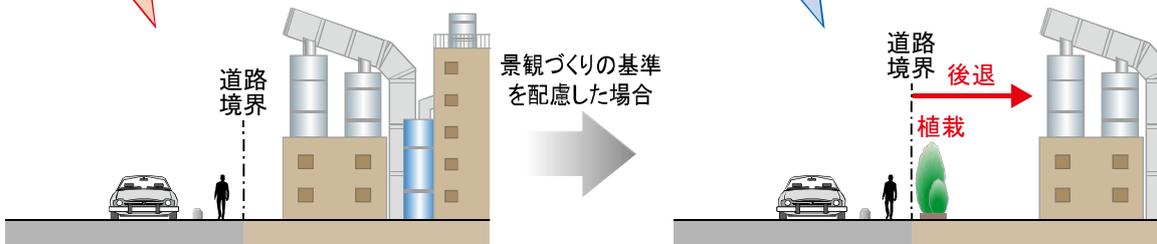
基準

・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り後退させること。

(基準のイメージ)

道路付近まで建築物が迫り、歩行者に圧迫感を与えている。

建築物の壁面を後退させることで、圧迫感を軽減



チェック項目

- 敷地境界線から工作物までの距離にできる限りゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。
- 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置などにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。

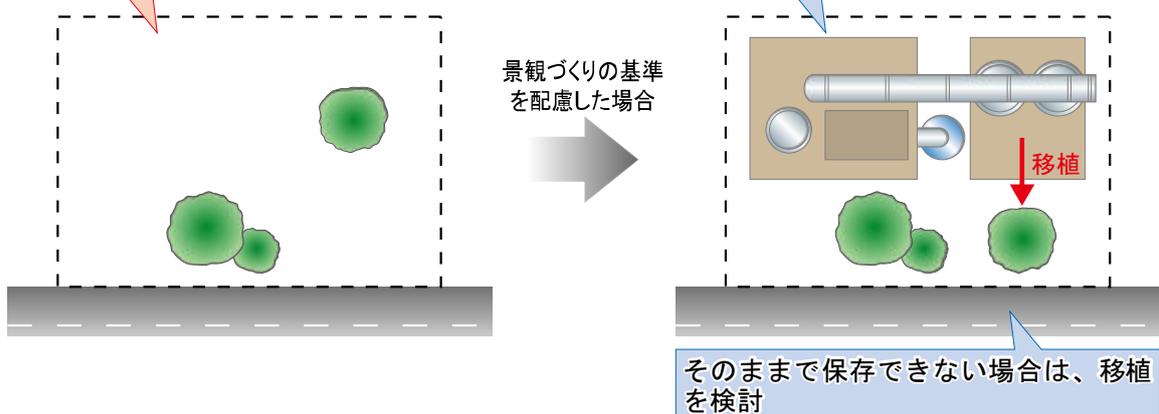
基準

・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。

(基準のイメージ)

敷地内に地域の景観資源、シンボルとなる樹木がある。

樹木の保護や外部からの眺めに配慮した配置を工夫



チェック項目

- 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。
- 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

3. 景観形成基準の解説

3. 景観形成基準の解説

（プラント・工作物・鉄塔等）

基準

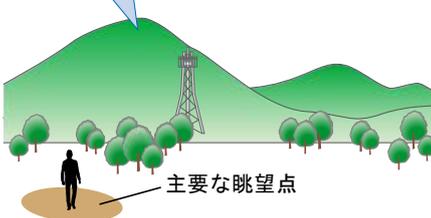
・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。

（基準のイメージ）

工作物が美しい山並みのスカイラインを阻害している。

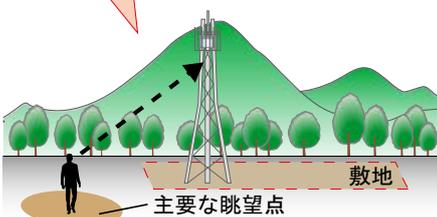


工作物を尾根から低い位置とすることで山並みを保存

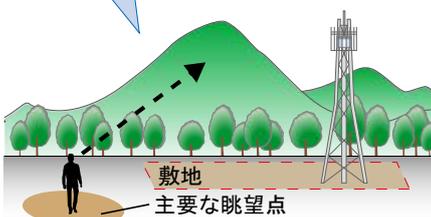


景観づくりの基準を配慮した場合

工作物が背後の美しい山並み景観の眺望を妨げている。



工作物の配置を工夫することで山並み景観の眺望を確保



景観づくりの基準を配慮した場合

チェック項目

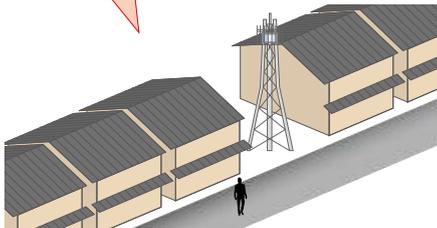
- 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害しないよう配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

基準

- ・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- ・鉄塔、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。

（基準のイメージ）

工作物が周辺の歴史的まちなみを阻害している。

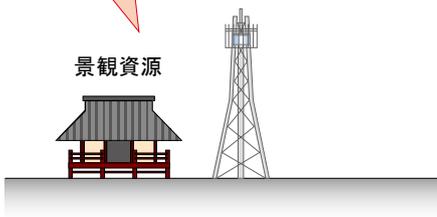


道路など外部からの眺めに配慮して後退させるとともに、塀や植栽等を工夫

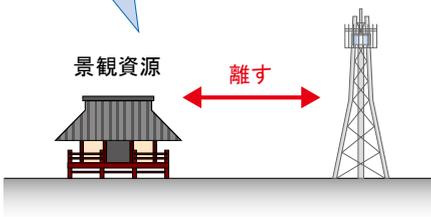


景観づくりの基準を配慮した場合

景観資源に工作物が隣接し、周辺のまちなみを阻害している。



景観資源からできる限り離して配置する工夫



景観づくりの基準を配慮した場合

チェック項目

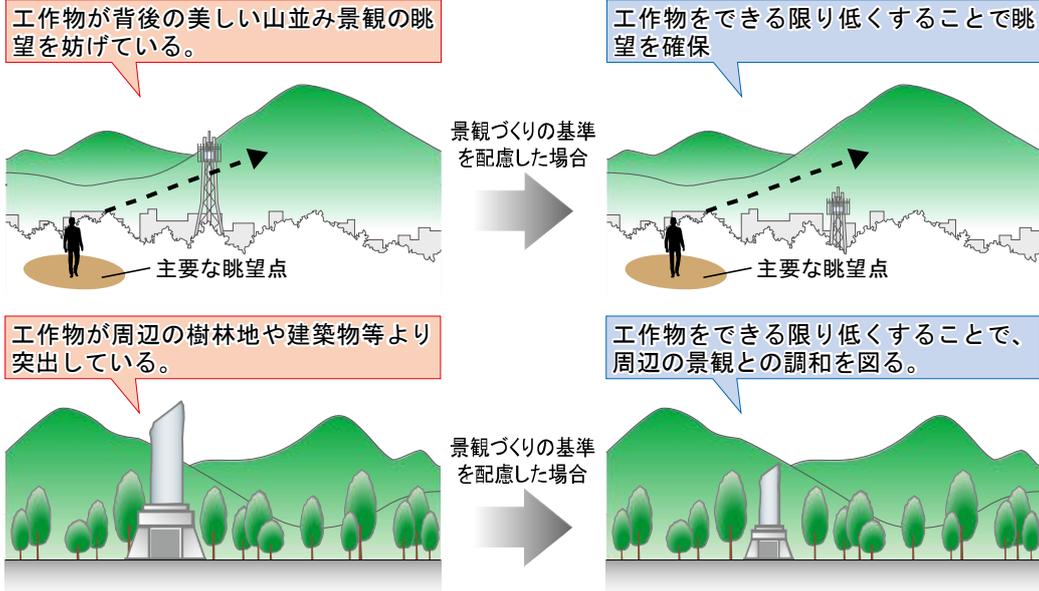
- 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置、景観資源への影響を抑えた配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

2) 高さ

基準

- ・ 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。
- ・ 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする。
- ・ 周囲の建造物の高さに合わせて、周囲から突出した高さとならないこと。

（基準のイメージ）



チェック項目

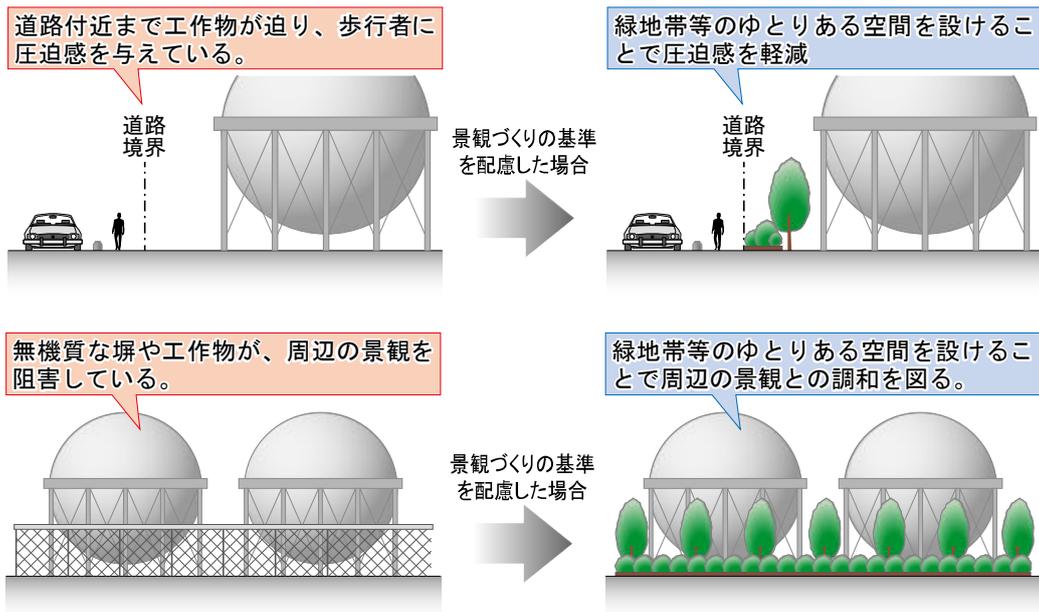
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。
- 背後の美しい山並み景観をできる限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。
- 周囲のまちなみに対して、突出した高さとなっていないか。

3) 緑化

基準

- ・ 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。

（基準のイメージ）



チェック項目

- 工作物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。
- 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周囲の景観との調和に配慮しているか。

3. 景観形成基準の解説

3. 景観形成基準の解説

（プラント等・鉄塔等）

4) 形態意匠

基準

・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

（基準のイメージ）

周辺の建築物に比べ際立った外観が、周辺の景観の統一感を阻害している。

周辺の建築物の形態や外観と合わせたり、目隠し等の工夫により、周辺の景観との調和を図る。



チェック項目

- 隣接する建築物や周辺の景観に比べ、際立った外観となっていないか。
- 目隠しや緑化等の工夫により周辺の景観との調和に配慮しているか。

5) 色彩

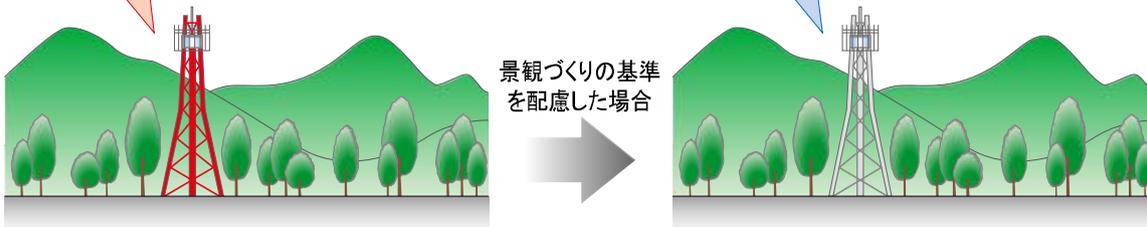
基準

・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。

（基準のイメージ）

彩度の高い色彩の使用により、周囲から突出している。

落ち着いた色彩の使用により、周辺の景観と調和を図る。



工作物における強調色（アクセントカラー）が目立ち過ぎ、周辺の景観を阻害している。

強調色（アクセントカラー）の使用割合を少なくし、周辺の景観との調和を図る。



チェック項目

- 工作物の色彩は、明度と彩度を抑え、周辺の景観との調和に配慮した落ち着いた色彩を基調としているか。
- 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、**各立面の面積の20%以内とし**、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。

【色彩の基本目安（基準色）】

外観の基調色は、下表の値を基本目安とする。ただし、工作物の規模や機能、形態、周辺の環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではない。

詳細については、P 24 「4. 色彩に関する基本的な考え方」を参照。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9 以下						
彩度	6 以下			3 以下			
基準色	 5R 8/5	 5YR 8/5	 5Y 9/5	 5GY 9/3	 5BG 8/3	 5PB 8/3	 5RP 8/3
上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用							

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z 8 7 2 1（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、アクセントカラーの割合には含まない。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。
- ※ 工作物（広告塔類）の基調色には、原則として赤色、黄色及び黒色を使用しない。

3. 景観形成基準の解説

(4) 工作物（広告塔類）

1) 位置

基準

・周辺に歴史的建造物等の優れた景観資源がある場合は、その保全に配慮した位置とすること。

(基準のイメージ)

景観資源に広告塔類が隣接し、周辺のまちなみを阻害している。

景観資源からできる限り離して配置する工夫



チェック項目

- 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置、景観資源への影響を抑えた配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

2) 高さ

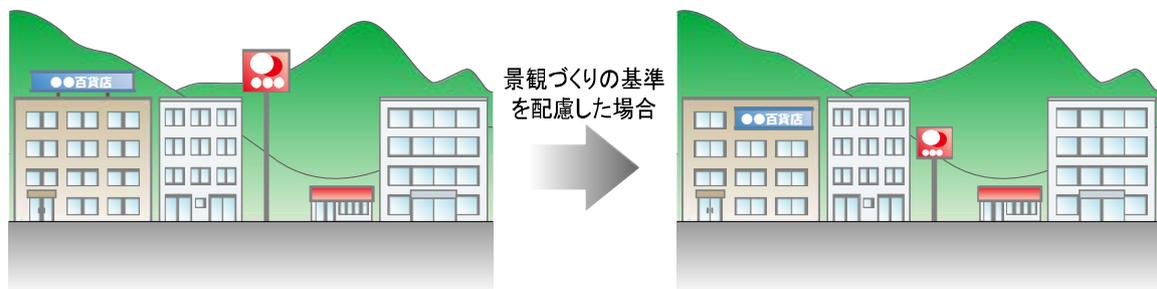
基準

・周囲の建造物の高さに合わせ、周囲から突出した高さとならないこと。

(基準のイメージ)

広告塔類が周囲の建造物より高く目立ち過ぎ、周辺の景観を阻害している。

周囲の建造物の高さより低くすることで、周辺の景観との調和を図る。



チェック項目

- 周囲の景観との調和に配慮した高さとしているか。
- 大きさについても周囲の景観との調和に配慮しているか。

3) 形態意匠

基準 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

(基準のイメージ)

多様なデザイン・サイズの広告による煩雑な広告塔類が、周辺の景観を阻害している。

形態・意匠や規模、色彩などを統一・調整し、周辺の景観との調和を図る。



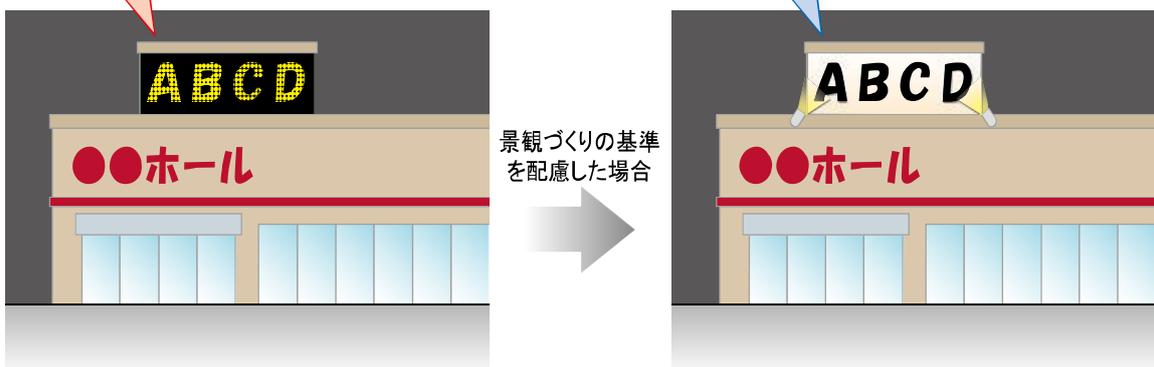
- チェック項目**
- 隣接する建築物や周辺の景観との調和に配慮し、違和感の生じない形態としているか。
 - 周辺の景観を圧迫するような過大な広告は避け、縮小・集約に配慮しているか。

基準 ・夜間の点滅する照明は使用しないよう工夫すること。

(基準のイメージ)

点滅する照明が目立ち過ぎ、周辺の景観を阻害している。

点滅する照明は避け、周辺の景観への影響に配慮した落ち着いた照明を工夫



- チェック項目**
- 賑わいを演出する必要がある場合を除き、点滅する電飾やサーチライトなどは避けるよう配慮しているか。
 - 広告塔類を照らす照明は、光源の輝きを抑えけるとともに、過剰な光が散乱しないよう周辺の景観に配慮しているか。

3. 景観形成基準の解説

4) 色彩

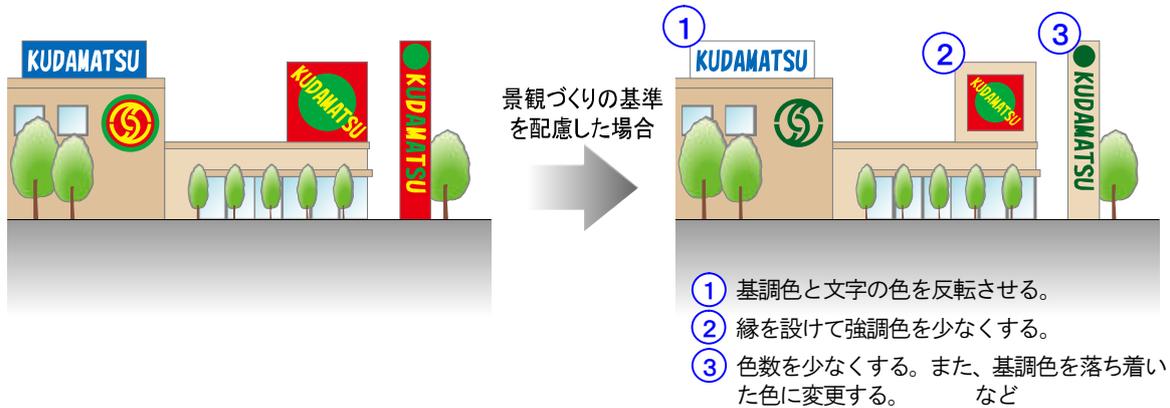
基準

- ・隣接する建築物の外壁の色彩と同一程度のもの、又は周囲と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。

(基準のイメージ)

基調色に際立つ色彩を使用しているため、広告全体が目立ち過ぎている。

落ち着いた基調色と強調色(アクセントカラー)の工夫により全体としてまとまりのある景観を演出



景観づくりの基準を配慮した場合

- ① 基調色と文字の色を反転させる。
- ② 縁を設けて強調色を少なくする。
- ③ 色数を少なくする。また、基調色を落ち着いた色に変更する。 など

チェック項目

- 隣接する建築物や周辺の景観との調和に配慮し、明度や彩度を抑えた色彩を基調色としているか。
- できる限り使用する色を少なくし、最も大切にしたい色彩以外は、落ち着いた色彩とするなど、周辺の景観との調和に配慮しているか。
- 基調色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないか。
- 赤色や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、最小限の使用とし、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。

【色彩の基本目安(基準色)】

外観の基調色は、下表の値を基本目安とする。ただし、工作物の規模や機能、形態、周辺の環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではない。

詳細については、P24「4. 色彩に関する基本的な考え方」を参照。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9 以下						
彩度	6 以下			3 以下			
基準色							
	5R 8/5	5YR 8/5	5Y 9/5	5GY 9/3	5BG 8/3	5PB 8/3	5RP 8/3
上に示す基本目安より落ち着いた色(明度、彩度の低い色)を使用							

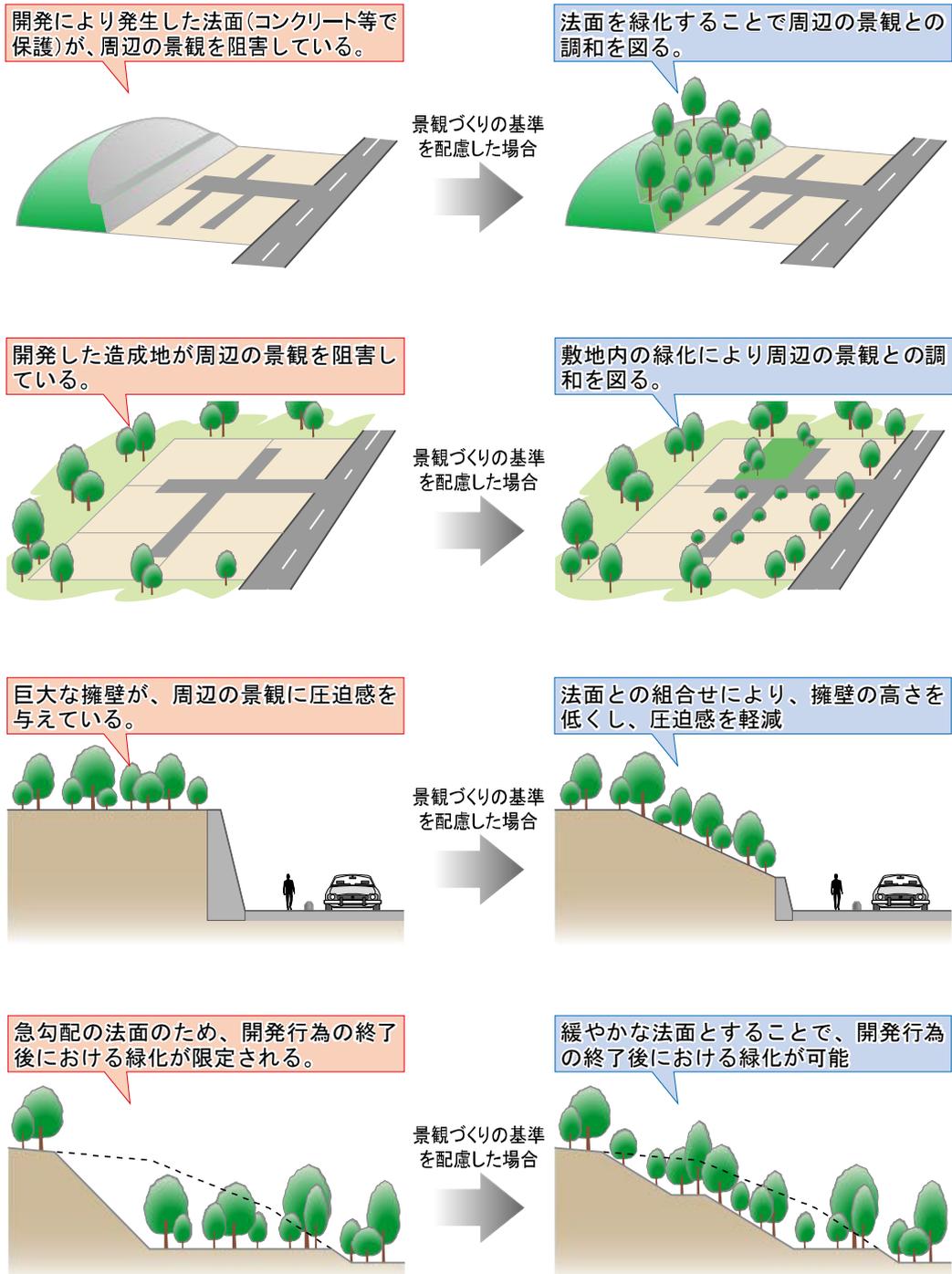
- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、アクセントカラーの割合には含まない。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。
- ※ 工作物(広告塔類)の基調色には、原則として赤色、黄色及び黒色を使用しない。

(5) 開発行為

基準

- ・ 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。
- ・ 緑化を図る計画とすること。
- ・ 造成等での擁壁及び法面は必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。

(基準のイメージ)



チェック項目

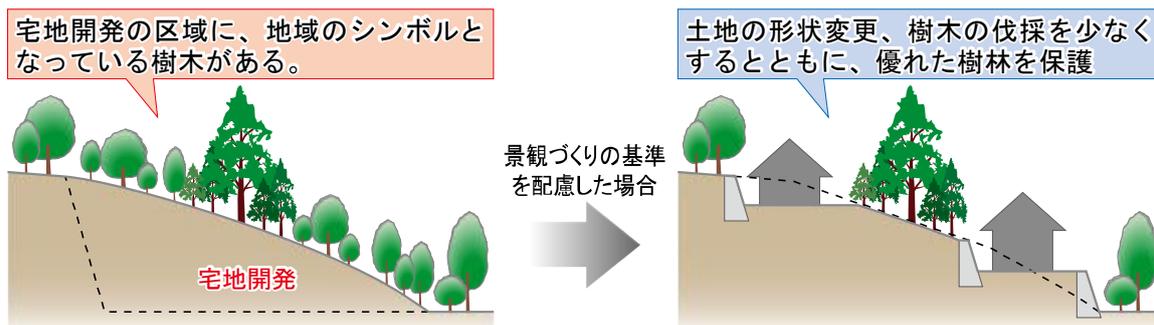
- 周囲の景観との調和に配慮されているか。
- 敷地内に積極的に緑化を図っているか。
- できる限り、長大な擁壁、法面などを生じさせないよう工夫を行っているか。

3. 景観形成基準の解説

基準

- ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。
- ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。
- ・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に活かせるよう配慮すること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 樹木の保全に配慮した開発としているか。
- 現存する優れた樹木の保全・活用に配慮した開発としているか。
- 大きな擁壁や法面などは分割を行い、圧迫感や威圧感を軽減するよう努めているか。

4. 色彩に関する基本的な考え方

1) 色彩選定の視点について

周辺の景観に対して目立つ色の使用は避け、落ち着いたある色彩を基調とする

良好な景観形成を図る上で、色彩は特に重要な要素の1つです。建築物や工作物の外観の色彩は、周辺の景観に対して目立つ色の使用は避け、落ち着いたある色彩を基調とすることを基本とします。

目立つ色とは、周辺の景観との調和を乱す色彩を指します。また、落ち着いた色彩とは、空や樹木の緑、土や水などの自然の色と馴染みやすい、暖色系（暖かい感じを与える色：赤・黄赤・黄系）で鮮やかさを抑えた色を基本とします。

2) 色彩の表現と基本目安について

一般的に色彩は、赤や青などの色名で表現されますが、色の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

そのため、本ガイドラインでは、推奨する色彩の基本目安をマンセル値により示すこととします。

なお、マンセル値とは、色を3つの属性（色相・明度・彩度）に分けて数値表現した体系です。

■色相（色あい）

- ・ 10種の基本色の頭文字をとったアルファベット【例：R(赤)】とその度合いを示す数字を組合せ、10Rや5Yなどのように表します。

【基本目安】

- ・ 全ての基本色を使用可能とします。
- ・ ただし、暖色系（赤・黄赤・黄系）を基本に、明度と彩度を抑えてください。

■明度（明るさの度合い）

- ・ 明るさの度合いを0～10程度までの数値で表したもので、明るい色ほど数値が大きくなります。

【基本目安】

- ・ 明度9以下を使用可能とします。

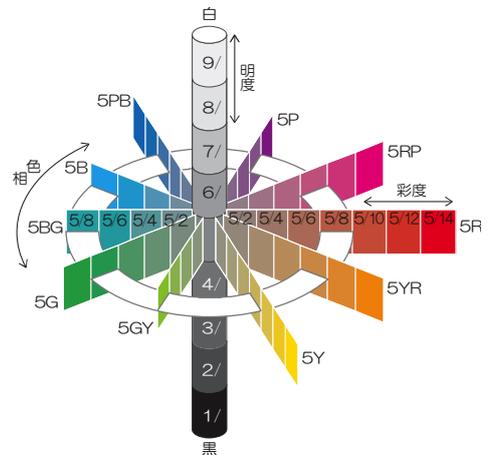
■彩度（鮮やかさの度合い）

- ・ 鮮やかさの度合いを0～16程度までの数値で表したもので、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。例えば、白、黒、グレーなどの色の彩度は0、赤の原色の彩度は14程度です。

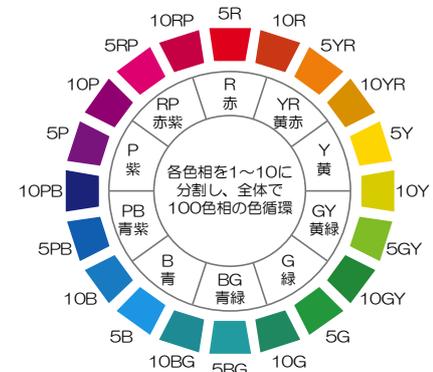
【基本目安】

- ・ 暖色系（赤・黄赤・黄系）は、彩度6以下を使用可能とします。
- ・ 暖色系以外の色は、彩度3以下を使用可能とします。

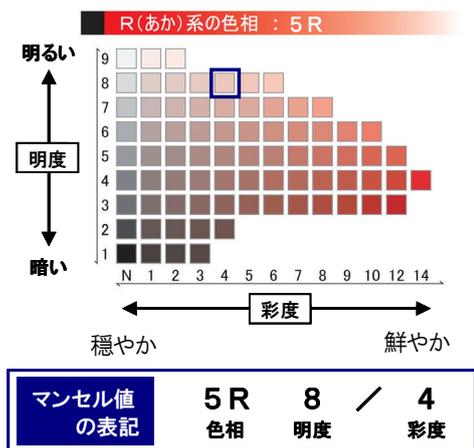
□マンセル表色系の仕組み



□色相(マンセル色相環)



□マンセル表色系の読み方



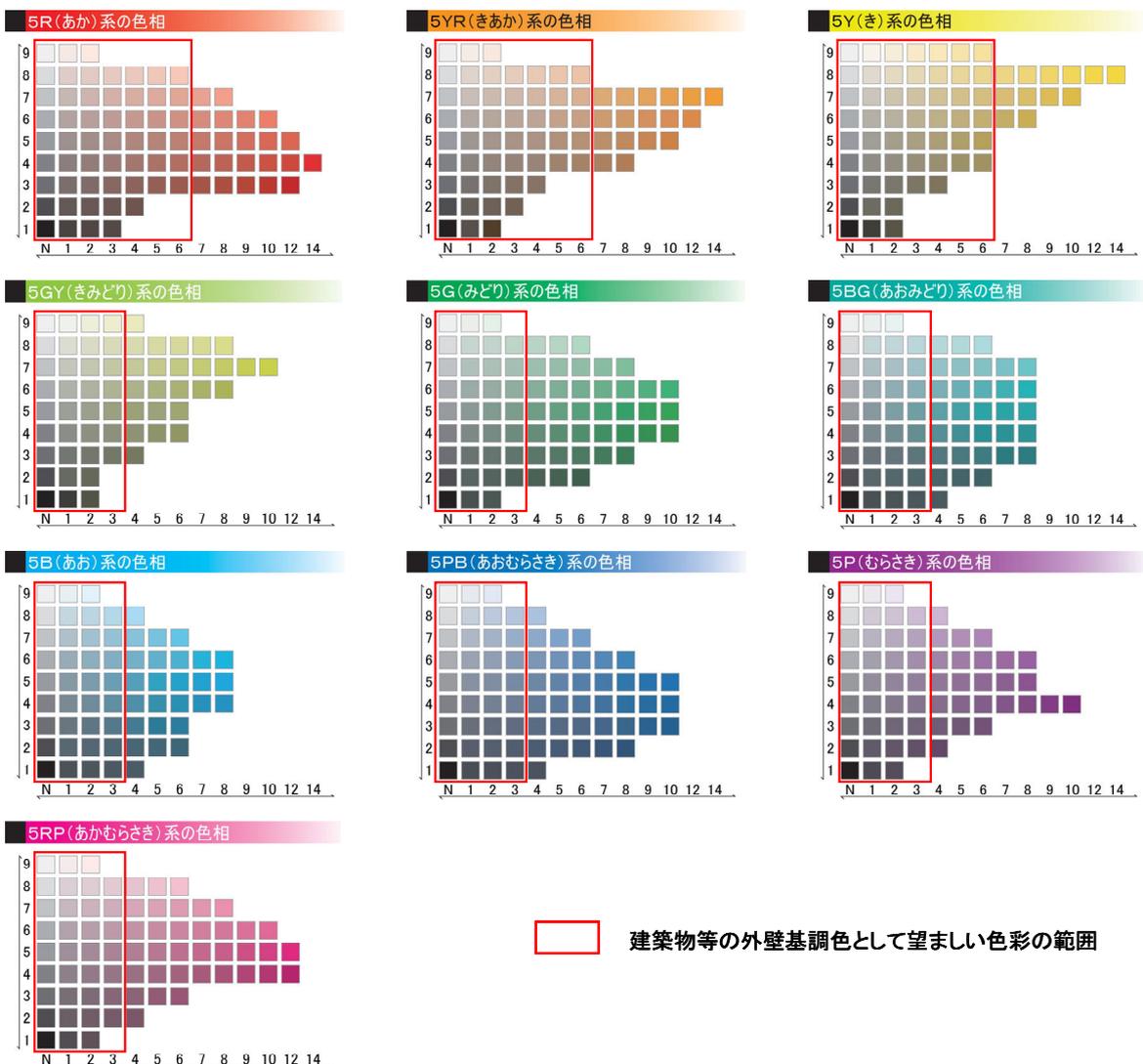
4. 色彩に関する基本的な考え方

3) 推奨する色彩の基本目安の範囲

外観の基調色は、下表の値を基本目安とします。ただし、建築物等の規模や機能、形態、周辺環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではありません。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9 以下						
彩度	6 以下			3 以下			
基準色	 5R 8/5	 5YR 8/5	 5Y 9/5	 5GY 9/3	 5BG 8/3	 5PB 8/3	 5RP 8/3
上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用							

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z 8 7 2 1（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、アクセントカラーの割合には含まない。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。
- ※ 工作物（広告塔類）の基調色には、原則として赤色、黄色及び黒色を使用しない。



5. 届出に必要な書類一覧

(1) 建築物及び工作物

大規模な行為（建築物・工作物）については、次に示す書類を正副2部提出してください。（副本はコピーでも可）

図書の名称	内 容	
届出書 ^{注1}	届出行為の概要を記載したもの	○ 様式あり
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己審査したもの	○ 様式あり
位置図 (縮尺 1/2, 500 以上) ^{注2}	行為地の位置及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 など	○
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を示す現況写真 ・行為地付近から撮影したもの（2方向以上） ・周辺のまちなみ分かるように距離を置いて撮影したもの（2方向以上） など	○
配置図 (縮尺 1/100 以上) ^{注2}	建築物等及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、行為地の形状及び寸法 ・建築物等の位置（付帯施設を含む。） ・敷地に接する道路の位置及び幅員、現況カラー写真の撮影の位置及び方向 など	○
各面の立面図（着色） (縮尺 1/50 以上) ^{注2}	建築物等の各部の仕上げ及び色彩を示し、着色したもの ^{注4} ・縮尺、開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 ・外壁、屋根及び露出する建築設備等の仕上げ及び色彩（マンセル値 ^{注3} を記入。図画、文字及び記号を含む。） ・アクセントカラー面積 ^{注5} の各立面の面積に対する割合 など	○
外構図	舗装、門、柵、フェンス、ごみ置き場等の外構施設の仕上げ及び色彩を示したもの	○
植栽配置図	緑化等の位置、樹種及び樹高を示したもの	○
完成予想図（着色）	建築物等及び周辺状況（道路、駐車場、植栽、外構を含む。） が分かるもので、着色したもの ^{注4} （イメージパース等）	△ ^{注6}
その他	市長が必要と認める図書	△ ^{注7}

注1 届出手続を代理者が行う場合は、委任状を必ず添付してください。

2 行為の規模により、表示の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面としてください。

3 マンセル値表示ができない場合は、素材のサンプルを持参してください。

4 着色する際は、できるだけ実物に近い色彩で着色してください。

5 アクセントカラーの部分が不定形な場合は、その部分を四角形で取り囲んだ場合の面積としてください。

6 計画や設計段階にて作成しているものがある場合は添付してください。

7 市長が必要と認める場合のみの添付となります。

5. 届出に必要な書類一覧

5. 届出に必要な書類一覧

(2) 開発行為

大規模な開発行為については、次に示す書類を正副2部提出してください。(副本はコピーでも可)

図書の名称	内 容	
届出書 ^{注1}	届出行為の概要を記載したもの	○ 様式あり
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己審査したもの	○ 様式あり
位置図 (縮尺 1/2, 500 以上) ^{注2}	行為地の位置及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 など	○
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を示す現況写真 ・行為地付近から撮影したもの(2方向以上) ・周辺のまちなみ分かるように距離を置いて撮影したもの(2方向以上) など	○
土地利用計画図 (縮尺 1/100 以上) ^{注2}	行為後の土地の利用計画を示した図面で、緑地、外構等を示したもの ・縮尺、方位、行為地の位置 ・行為後の土地利用計画 など	○
造成計画平面図、造成計画断面図など (縮尺 1/100 以上) ^{注2}	行為を行う土地の地盤面及び造成法面、自然法面及び擁壁の位置、形状を示したもの	○
その他	市長が必要と認める図書	△ ^{注3}

注1 届出手続を代理者が行う場合は、委任状を必ず添付してください。

2 行為の規模により、表示の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面としてください。

3 市長が必要と認める場合のみの添付となります。



〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号

TEL : 0833-45-1700 (代表)

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>